

公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会 定款

平成22年 4月 1日 制 定
平成22年 5月21日 一部改定
平成23年 5月27日 一部改定
平成25年 5月24日 一部改定
平成27年 5月22日 一部改定
令和 5年 5月19日 一部改定

第1章 総 則

第1条 この法人は、公益社団法人福岡県ビルメンテナンス協会（以下、「当協会」という。）という。

（事務所）

第2条 当協会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 当協会は、建築物における衛生的で健康な、かつ快適なる生活環境の保持増進を図るため、建築物における衛生的環境の確保に関する正しい専門的知識と技能の普及を促進し、もって環境衛生の向上に寄与し、安全・安心環境の構築にも寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 当協会は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- （1）建築物における衛生的環境の確保に関する知識の向上と、安全・安心環境の構築の普及啓発
- （2）ビルメンテナンスに関する調査及び研究
- （3）ビルメンテナンスに関する講習会、研修会の開催
- （4）環境衛生関連団体と連携し環境衛生の意識向上・周知を図る事業
- （5）ビルメンテナンス業への就労弱者の就労支援を目的とする事業
- （6）地域社会とのネットワークを構築し環境衛生の連帯を図る事業
- （7）環境に関する啓発活動「都市ビル環境の日」を推進する事業
- （8）その他前各号の公益目的事業を達成するために必要な事業

2.公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の収益事業等を行う。

- （1）公共事業等のビルメンテナンスに関する収益事業
- （2）ビルメンテナンスに関する受託事業
- （3）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3.前2項に規定する事業については、福岡県内の区域内において行うものとする。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当協会の構成員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 当協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 当協会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

2.正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3.正会員は、同時に公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下、「全国協会」という。）の正会員となる。

4.賛助会員及び特別会員については、入退会規則で定めるところに従うものとする。

(入会)

第6条 社員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、所定の入会申込書にて代表理事に申し込まなければならない。

2.入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、代表理事が本人に通知するものとする。

(会費等)

第7条 当協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 社員は、理事会において別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 社員総会の決議があったとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2.総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は代表理事に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長及び議事録署名人)

第15条 社員総会の議長及び議事録署名人は、当該社員総会において出席社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2.前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3.理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2.前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は出席したものとみな

す。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2.代表理事、議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 当協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 12名以上18名以内

(2) 監事 2名以内

2.理事のうち、1名を代表理事とし、会長とする。

3.代表理事以外の理事のうち4名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2.代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3.業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4.理事及び監事のうち親族等（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等）の数が理事又は監事の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1を超えることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2.代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当協会を代表し、その業務を執行する。

3.業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより当協会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2.監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当協会の業務及び財産の状況調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2.監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3.補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4.理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第25条 当協会に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2.名誉会長、顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、代表理事が委嘱する。

3.名誉会長、顧問及び相談役は、当協会の重要事項について代表理事の諮問に応ずる。

4.名誉会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会の決議において必要があると認められた場合には別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第28条 当協会に理事会を置く。

2.理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) その他法令に定める業務

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2.代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2.前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2.当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事 務 局

(事務局)

第33条 当協会に、事務局を置く。事務局に事務局長とそのほか必要な職員を置くことができる。

2.事務局長とその他の職員は有給とし、理事会の議決を経て代表理事が任免する。

3.事務局の運営に関する規定及び職員の給与その他の勤務条件については、理事会の議決を経て別途定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 当協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合にも、同様とする。

2.前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3.代表理事は、第1項に規定する事業計画書等を毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第36条 当協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2.前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3.代表理事は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に計算書類等並びに財産目録を行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 当協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 当協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 当協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(その他)

第42条 当協会は、当協会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当協会の役員若しくは社員又はこれらの者の親族等（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等）に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 当協会の公告は、電子公告により行う。

附 則

- 1.この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2.当協会の最初の代表理事は、金子 誠とする。
- 3.一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。